

普通財産売払いのお知らせ

町では、次のとおり普通財産の売払いを行います。

◆売払い物件

物件No.1	小野町大字小野新町字七合田41番1 宅地 624.64㎡
物件No.2	小野町大字小野新町字七合田44番1 宅地 247.49㎡
	備考：未線引き都市計画区域内（建ぺい率／容積率：60／200）

◆一般競争入札の概要

- 1.一般競争入札の公告 平成16年12月27日(月)
- 2.入札実施要領・入札参加申込書の配布
平成16年12月27日(月)～平成17年1月31日(月)
※8時30分～17時 土、日、祝祭日等閉庁日を除く
小野町役場1階行革推進室で行います。
- 3.入札参加申込書の受付
平成16年12月27日(月)～平成17年1月31日(月)
- 4.入札日
平成17年2月8日(火) 予定

◆入札参加資格

次の規定に該当しなければ、どなたでも参加できます

- 1.地方自治法施行令第167条の4の規定（破産者等）
- 2.暴力団及びその構成員等
- 3.未成年の方
- 4.町長が適当でないと認めた方

◆土地利用の制限及び売却の条件

売買契約において、次の用途には供しない条件を付します

- 1.風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項各号に規定する風俗営業、同条第5項に

規定する性風俗関連特殊営業、又は同条第11項に規定する接客業務受託営業

- 2.暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（その団体の構成員等を含む）が使用する用途
- 3.上記のほか公序良俗に違反する用途又は公共の福祉に反する用途

◆売払い最低限価格

売払いにあたり最低限価格を設定しています。

- 物件No.1 ￥7,710,000円
- 物件No.2 ￥2,900,000円

◆その他

建物（倉庫）付き現況有姿での処分となります。現地での説明会は行いませんので、各自において確認してください。

入札参加者のない場合は随意契約に移行することがあります。

◆問い合わせ

詳しくは下記まで問い合わせください。
小野町役場行革推進室 ☎72-6939（直通）

